

## 吉野川市国民健康保険に加入されている方へ 令和4年度特定健康診査(日帰りドック健診)のお知らせ

特定健康診査対象者		
生年月日	昭和22年10月1日～ 昭和23年3月31日生まれの方	昭和23年4月1日～ 昭和58年3月31日生まれの方
健診方法	(1) 集団健診 (2) 医療機関健診	(1) 集団健診 (2) 医療機関健診 (3) 日帰りドック健診
特定健康診査受診券の有効期限	9月30日(金)	12月28日(水)
特定健康診査受診券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診券は、7月上旬までに個別郵送します。</li> <li>・「令和4年度特定健康診査実施機関一覧表」は、受診券に同封します。</li> </ul>	

### 日帰りドック健診…事前に申し込みが必要です。先着順ではありません。

【対象】 令和4年4月1日時点で吉野川市国民健康保険に加入し、健診日においても継続して加入している方(昭和23年4月1日～昭和58年3月31日生まれの方)

【申込期限】 **5月10日(火)まで**

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

【申込方法】 申込用紙に必要事項を記入の上、①～④いずれかの方法で申し込みください。

- ① 窓 口：健康推進課(本館1階)または各支所(川島・山川・美郷)
- ② 郵 送：〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1 健康推進課
- ③ F A X：22-2245(受信確認後、連絡します)
- ④ 電子メール：kenkou@yoshinogawa.i-tokushima.jp(受信確認後、連絡します)

★申込用紙は、健康推進課または各支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

#### 注意事項

- 各健診日程において申込者多数の場合は、第三者立会いのもと抽選します。希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。
- 申込者全員に「決定通知」を送付します。募集人数を超え、希望に添えなかった場合も通知します。決定後、日程変更やキャンセルをされる場合は、必ず実施機関と健康推進課にご連絡ください。
- 実施機関によって検査項目が異なりますので、保険証送付時に同封の「令和4年度特定健康診査のお知らせ」(ピンク色)にて確認のうえ、申し込みください。
- 定員に満たない場合は、5月27日(金)まで受付を継続しますが、定員になり次第締め切ります。
- 決められた検査項目は、受診してください。一部未受検による検査費用の調整は行いませんので、ご了承ください。

実施機関	とくしま未来健康づくり機構			徳島県農村健康管理センター			
		徳島市蔵本町1丁目10-3 ☎088-633-2266			阿波市阿波町平川原北59-1 ☎0883-36-6611		
健診日程	1	希望月 7月	4	7月5日(火)	10	8月24日(水)	
	2	希望月 8月	5	7月6日(水)	11	9月15日(木)	
	3	希望月 9月	6	7月28日(木)	12	9月21日(水)	
	★上欄、1～3の希望月で決定通知が届いた方は、健診日程について実施機関へ申し込みください。						
	7		8	8月3日(水)	13	9月27日(火)	
	8		9	8月9日(火)	14	9月29日(木)	
	9			8月18日(木)			
	受診者負担額	胃バリウム	16,300円	胃バリウム	16,300円		
		胃カメラ	20,260円	胃カメラ			
募集人数	380人						

◎集団健診・医療機関健診については、広報よしのがわ5月号に詳細を掲載予定です。

●問い合わせ 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

## 令和4年度の国民健康保険税のお知らせ

令和4年度の国民健康保険税率は、令和3年度の税率のまま据え置かれます。

また、税制改正などにより令和4年度の国民健康保険税が次のとおり変更されます。

●未就学児の均等割額(軽減対象者は軽減後の均等割額)が5割減額されます。

※対象者は自動計算されますので、申請の必要はありません。

●課税限度額が医療分で2万円、後期高齢者支援金分で1万円引き上げられます。

※令和4年度課税限度額 医療分：65万円 後期高齢者支援分：20万円 介護分：17万円

国民健康保険加入者の方には負担をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 吉野川市国民健康保険税計算方法

国民健康保険は使用目的に応じて、①医療分、②後期高齢者支援分、③介護分の3つの区分に分かれています。それぞれの区分においてA所得割、B資産割、C均等割、D平等割の税率などで計算し、合計したものが国民健康保険税の年税額となります。

- ①医療分・・・医療費の給付などに充てられる財源
- ②後期高齢者支援分・・・後期高齢者医療制度を支えるための支援金
- ③介護分・・・介護保険の財源となる介護納付金分(40歳～64歳の介護2号被保険者の方のみ負担いただくもの)

- A所得割・・・国保加入者の前年中の所得に応じて計算
- B資産割・・・国保加入者の課税当年度の固定資産税額に応じて計算
- C均等割・・・国保加入者一人につきいくらか計算(未就学児は5割で計算)
- D平等割・・・一世帯につき計算

※所得割に用いる所得 = 前年中の総所得金額等 - 基礎控除(令和4年度は43万円)

※資産割に用いる資産 = 課税当年度の国保加入者名義の土地・家屋にかかる固定資産税額

(計算式) 下の各項目を組み合わせると一世帯の保険税額が決まります。

区 分		令和4年度税率等	国保税年税額 ①+②+③
① 医療分	所加入者の所得( )円	8.85%	医療分の保険税計 ① 限度額 65万円
	資 産 割	29.80%	
	均 等 割	1人につき※1 29,000円	
	平 等 割	1世帯につき 20,800円	
② 後期高齢者支援分	所加入者の所得( )円	3.00%	後期高齢者支援分の保険税計 ② 限度額 20万円
	資 産 割	2.80%	
	均 等 割	1人につき※1 8,800円	
	平 等 割	1世帯につき 6,000円	
③ 介護分 40歳～64歳	所加入者の所得( )円	2.20%	介護分の保険税計 ③ 限度額 17万円
	資 産 割	6.50%	
	均 等 割	1人につき 8,400円	
	平 等 割	1世帯につき 6,000円	

※1 未就学児は均等割額(軽減対象の場合は軽減後の均等割額)の5割で計算します。

(軽減について) 均等割・平等割について該当世帯には自動適用します。※未申告の場合は除きます。

- ・7割軽減→基礎控除額43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
- ・5割軽減→基礎控除額43万円+(28.5万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
- ・2割軽減→基礎控除額43万円+(52万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243